

# 可搬式動力消防ポンプ運用手引き（市貸与品）

## 1 事業の目的

南海トラフ地震の危険性が指摘されており、一旦、大地震が起こりますと過去事例から、多くの火災が同時に発生することが予想されます。

大地震の際は、建物の倒壊、地割れ、停止車両等により通行が不可能な道路が発生するため、消防ポンプ自動車の活動は、極めて制約されるものと思われます。

このような状況時、一番大切なことは、市民の皆様一人一人が「自分たちの町は自分たちで守る。」という強い信念を持っていただくことでもあります。

このような考え方から、各地区の皆様方により自主的に組織された自主防災隊に、浜松市が静岡県助成（交付金）を得て、購入した可搬式動力消防ポンプ一式を貸与し、地震対策のための自主的な防災活動に利用していただくものであります。

## 2 可搬動力消防ポンプ運用の範囲

地震発生時に当該自治会区域内で有効に活用して下さい。

ただし、平常時に収納庫付近で火災が発生した場合、消防隊（消防署・消防団）が到着するまでの間、初期消火活動として活用されても構いません。

## 3 消火班の編成

可搬式動力消防ポンプを運用するにあたり、消火班を編成して下さい。可搬式動力消防ポンプを使用するには、5～8人必要になります。

編成は、概ね次の通りです。

ポンプ操作員	1～2人
筒先員	2～4人
伝令員	1人
破壊器具（とび口）員	1人
計	5～8人

有事の際は、全員が集合できるとは、限りませんので、隊員は、全ての操作ができるよう訓練して下さい。

## 4 訓練及び指導

### (1) 訓練

有事の際、可搬式動力消防ポンプを効果的に活用できるよう、普段から訓練を実施するようにしてください。

### (2) 指導

可搬式動力消防ポンプの取扱い指導等を受けたい場合は、管轄消防署及び地元消防団が協力致しますので、ご相談下さい。

## 5 水利

可搬式動力ポンプは、河川、水路、池、防火水槽及び防火井戸等を使用することを前提としています。

### (1) 消防水利について

町内にある有効な消防水利は、管轄消防署、消防出張所に問い合わせただけであれば、ご案内致します。なお、防火水槽を使用した場合、水の補給が必要になりますので、管轄の消防署、消防出張所にその旨を連絡して下さい。

### (2) 水利選定

- ・可搬式動力消防ポンプは、能力的（放水圧力等）に限界がありますので、できるだけ火災現場に近い水利を選定して下さい。
- ・給水高さがなるべく生じないように水利を選定して下さい。

## 6 可搬式動力消防ポンプ取扱い及び運転方法

可搬式動力消防ポンプの指導及び操作方法は、取り扱い説明書を参照して下さい。

### (1) 吸水操作について

ア ポンプはできるだけ、水面に近い位置で、水平になるよう設け、河川や防火水槽に転落しないよう注意して下さい。

イ 吸水管は確実に結合して下さい。

※結合が不十分な場合、空気が漏入して揚水できないことがあります。

ウ 水面上にじゃかごが露出しないようにして下さい。

エ 底面が泥土の際は、じゃかごを少し浮かせて控え綱で固定して下さい。

### (2) 送水操作について

ア 送水をする時は、筒先員と意志疎通を行い、行って下さい。

※伝令員を活用する等

イ 送水コックは、筒先の反動力を考慮し、徐々に放口操作して下さい。

## 7 火災現場活動

### (1) ホース延長

ア ホースに極端な屈曲やねじれがあると有効な放水ができませんので、ホース延長時は、注意して下さい。

イ ホースは、確実に結合して下さい。

ウ ホース延長は、路面、地面の凹凸や障害物に注意し、怪我のないよう行って下さい。

### (2) 消火活動について

ア 筒先で活動する隊員は、必ずヘルメット、防火衣等を着用し、身体を保護するようにして下さい。

- イ 放水中は、火点に注目し、直接、人にかけないよう注意して下さい。
- ウ 放水は、煙に惑わされず、実際に燃えている物に直接放水して下さい。
- エ 燃えている物に放水すると、激しく蒸気や煙が出ることがありますが、慌てず煙に巻かれないよう注意して下さい。
- オ 消火活動は、危険が伴い火災規模が小さくても密閉された室内の煙には、有毒のガスが含まれているため、室内への進入は行わないようにして下さい。

### (3) 消防隊との関係

火災現場で消防隊（消防署、消防団）と合流した場合は、消防隊の指示に従ってください。

### (4) 引き揚げ

- ア 隊員の人員確認、体調確認及び使用資機材の確認をして下さい。
- イ 消火活動後は、疲労等で注意力が散漫となる恐れがあるため、交通事故等には十分注意して下さい。

## 8 可搬式動力消防ポンプ使用後の点検及び整備について

火災現場から引き揚げた後は、下記の通り必ず使用資機材を点検整備して下さい。

### (1) 可搬式動力消防ポンプ

- ア 燃料及びエンジンオイルの点検
- イ ポンプ各部の変形及び作動確認
- ウ 自然水利（河川、水路、池、井戸等）を使用した際は、清水でポンプ洗浄を実施すること。
- エ 真空ポンプの作動及び点検（真空を作り漏気を調べる）
- オ ポンプ内の残水処理（ドレンコックにより排出）
- カ その他点検は、ポンプ取扱い説明書を参照して下さい。

### (2) ホース等

布製のホース及び結合金具は、よく水洗いをした後、乾燥してから収納庫等へ保管してください。ゴム製のホースは乾燥の必要はありません。

## 9 定期点検について

可搬ポンプの適正な維持管理（故障等を未然に防ぐ）を図るため、毎月1回程度は、ポンプの点検整備と合わせ放水テストを実施して下さい。

点検（訓練）後は、浜松市から配布される可搬ポンプ点検表へ記入してください。点検表は、年度終了後に（4月～3月分）各区防災担当課へご提出ください。

## 10 故障（不調）した際の対応について

- (1) ポンプ・ホース等の故障や破損した場合は、ポンプを台車から外し、所轄の消防署・消防出張所までご持参いただければ点検等を行います。

その場で修理できない（部品の交換が必要等）ものについては、お預かりして市内の取扱い業者へ修理の依頼をします。ただし、ホース等の消耗品につい

ては自主防災隊で購入してください。(資機材の補助金を活用)

お預かりの期間は修理箇所等の状況により異なりますが、2週間～1か月程度となります。

修理が完了した可搬ポンプは、ご持参いただいた消防署・出張所へ戻すとともに担当者の方へご連絡しますので、引取りに来てください。

※修理費は全額市費で支払いますので、自主防災隊の負担はありません。

(ホース等の消耗品を除く)

※所轄消防署・消防出張所一覧は「別紙」参照

(2)燃料・オイル等消耗品の通常経費は、自主防災隊で負担してください。

(3)市で貸与している可搬ポンプ以外のポンプは、基本的に実費負担となりますので、各事業者にご連絡して下さい。

## 1.1 貸与されている可搬ポンプ全般についてのご質問やお困りごとについて

下記の担当課へご連絡、ご相談ください。

浜松市役所 危機管理課 浜松市中区元城町 103-2

☎053-457-2537 FAX053-457-2530 e-mail:bosai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

その他、防災に関するお問い合わせは危機管理課のほか、下記の区役所、協働センターの防災担当課へご相談ください。

・中区役所	区振興課	中区元城町 103-2	☎457-2210
・東区役所	区振興課	東区流通元町 20-3	424-0115
・西区役所	区振興課	西区雄踏町一丁目 31-1	597-1112
・南区役所	区振興課	南区江之島町 600-1	425-1120
・北区役所	区振興課	北区細江町気賀 305	523-1112
・浜北区役所	区振興課	浜北区貴布祢 3000	585-1141
・天竜区役所	区振興課	天竜区二俣町二俣 481	922-0011
・舞阪協働センター	地域振興 G	西区舞阪町舞阪 2701-9	☎592-2111
・引佐協働センター	地域振興 G	北区引佐町井伊谷 616-5	542-1111
・三ヶ日協働センター	地域振興 G	北区三ヶ日町三ヶ日 500-1	524-1111
・春野協働センター	地域振興 G	天竜区春野町宮川 1467-2	983-0001
・佐久間協働センター	地域振興 G	天竜区佐久間町中部 18-11	966-0001
・水窪協働センター	地域振興 G	天竜区水窪町奥領家 2980-1	982-0001
・龍山協働センター	地域振興 G	天竜区龍山町大嶺 570-1	966-2111

## 別紙

故障等により、可搬ポンプ（貸与品）の修理依頼をする際は、事前に地域の管轄消防署（出張所）へご連絡していただいた後、持ち込んでください。貸与されていない（自主防所有）可搬ポンプは持ちこむことができませんので、ご注意ください。

R3年4月現在

所属	外線	職場所在地
中消防署	475-7561	中区下池川町19-1
中消防署鴨江出張所	452-1215	中区鴨江2-1-11
中消防署相生出張所	461-0221	中区相生町8-7
中消防署高台出張所	472-1605	中区住吉3-18-1
中消防署富塚出張所	473-7119	中区富塚町1714-1
東消防署	460-0119	東区篠ヶ瀬町1374
東消防署上石田出張所	433-0119	東区上石田町827
東消防署有玉出張所	434-0519	東区有玉南町1498-1
西消防署	592-0134	西区馬郡町4074-1
西消防署庄内出張所	487-0293	西区庄内町3-1
西消防署湖東出張所	486-3751	西区伊佐地町8872
西消防署大平台出張所	484-0119	西区大平台3-21-11
南消防署	442-0119	中区森田町98
南消防署芳川出張所	425-4019	南区四本松町44
南消防署白脇出張所	441-4499	南区白羽町595
北消防署	527-0119	北区細江町三和2173-7
北消防署曳馬野出張所	438-0119	北区三方原町388-5
北消防署三ヶ日出出張所	525-1171	北区三ヶ日町三ヶ日500-17
北消防署引佐出張所	544-0541	北区引佐町東黒田415-1
浜北消防署	586-0119	浜北区西美菌58
浜北消防署赤佐出張所	588-2296	浜北区於呂1985-1
天竜消防署	922-0119	天竜区二俣町二俣481
天竜消防署春野出張所	983-0119	天竜区春野町宮川1467-2
天竜消防署佐久間出張所	965-0119	天竜区佐久間町中部12-11地先
天竜消防署水窪出張所	982-0119	天竜区水窪町奥領家3395-1

編集：令和4年1月31日

浜松市危機管理課 〒430-8652 浜松市中区元城町600-1 ☎053-457-2537